

神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県におけるアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」の策定に関すること
- (2) 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」の進行管理、評価に関すること
- (3) アルコール健康障害対策の実施状況に関すること
- (4) その他、アルコール健康障害対策に関する必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから選定した者20名程度をもって構成する。

- (1) アルコール依存症に関する専門医療従事者
- (2) アルコール健康障害に関する専門の知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 司法分野の専門家
- (5) 教育分野の専門家
- (6) 市町村及び保健所等の代表
(横浜市健康福祉局障害福祉保健部長、川崎市健康福祉局障害保健福祉部長、相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部長を含む)
- (7) 警察関係者
(神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転教育課長)
- (8) 酒販団体代表
(神奈川県小売酒販組合連合会会長)
- (9) 当事者団体代表
(一般社団法人神奈川県断酒連合会会長)
- (10) 患者・家族代表
- (11) その他精神保健医療担当課長が適当と認める者

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選任し、副会長は構成員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第6条 会議は、必要に応じて、部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会に係る事項に関連する構成員及び構成員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に、部会員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会及び部会等の庶務は、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。